

# 地域猫活動 とは

飼い主のいない猫による迷惑被害を減らして、人と猫とが共生するまちづくりを進める活動

## 猫に餌をあげよう

→これだけでは**地域猫活動とは言えません。**

いつでも食べられるように、

エサを置いておこう

→**置き餌は不衛生**です。

## 地域の問題に

- 庭や駐車場にふん尿をされてしまう。
- 置き餌が汚くなってしまう。
- 鳴き声がうるさい。
- ゴミが荒らされてしまう。

## 動物の愛護及び管理に関する法律

- 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つける犯罪  
…5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
- 動物を弱らせるなどの虐待、遺棄  
…1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

※のら猫をよそに捨てることも犯罪です。

## 不妊去勢手術をしましょう

地域の猫を増やさないために、手術が必要です。

## 餌をあげた後は、

きちんと片付けて衛生的に

## 猫トイレを設置し、

## トイレの世話まできちんとしましょう

エサを食べているということは、どこかでトイレをしています。  
エサをあげるなら、トイレの世話は必ずしましょう。

猫を飼っている方もご協力を。

- ①室内飼養
- ②不妊去勢手術
- ③身元表示(マイクロチップ等)
- ④終生飼養



中野区地域猫共生推進員制度がはじまります。

詳しくは、ホームページをご確認ください。→



お問い合わせ：中野区保健所 生活衛生課衛生環境係  
電話番号：03-3382-6662  
メールアドレス：seikatueisei@city.tokyo-nakano.lg.jp